

クーリング・オフの方法

クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘販売などで、強引なセールスに負けて十分に考える余裕のないまま契約して、後悔したことはありませんか？

そのような時、一定期間なら自由に無条件で解約できる制度です。

クーリング・オフをすると？

書面を発信した時点で効力が発生します。

- ・ 支払った金額は全額返金されます
- ・ 手元にある商品の引き取り費用は事業者負担です
- ・ 損害賠償・違約金・手数料などは請求されません

令和4年6月1日から、従来の書面（郵便）でのクーリング・オフ通知の発信に加えて、電磁的方法による発信が可能になりました。

FAX、電子メール、SNS、USBメモリ、事業者のサイト上のクーリング・オフ専用フォームなどの方法でクーリング・オフの発信ができます。その場合は、**プリントアウトやスクリーンショットなどで必ず記録を保存しましょう。**

ハガキの場合の文例

契約解除通知

- ・ 契約年月日
- ・ 書面受領日
- ・ 商品名
- ・ 契約金額
- ・ 販売会社名
- ・ 販売担当者名
- ・ 信販会社名

上記の契約を解除します。
商品を直ちに引き取り、
すでに支払った〇〇〇〇円を
早急に返金してください。

令和 年 月 日

販
売
会
社
宛



□□□-□□□□

市 区 町
番 号

株式会社 △ △ △
代表取締役 ○ ○ 様

契約者住所
氏名

契約解除通知

- ・契約年月日
- ・書面受領日
- ・商品名
- ・契約金額
- ・販売会社名
- ・販売担当者名

上記の契約を解除します。
すでに支払った〇〇〇〇円を
早急に返金してください。

令和 年 月 日

信
販
会
社
宛



□□□-□□□□

市 区 町
番 号

株式会社 △ △ 信販
お客様相談室 御中

契約者住所
氏名

- **信販会社には従来どおり書面で発信する必要があります。**ハガキの両面をコピーして特定記録または簡易書留で送付してください。ハガキのコピーと郵便の控えは証拠として保管しておいてください。
- 関係書類は5年間保管してください。
- クレジット契約の場合は、必ず販売会社と信販会社の両方に同時に通知しましょう。
- 販売会社に電磁的方法で発信する場合は必ず証拠を残しましょう。(P7)
- クーリング・オフの起算日は書面交付の日を含めます。

【例】訪問販売で商品を購入し、当日書面をもらった場合

右カレンダーで、
1日に契約すれば
8日がクーリング・
オフの最終日です

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

※ クーリング・オフできるはずなのに「クーリング・オフできない」と言われた、脅されて手続きできなかったなどの“**クーリング・オフ妨害**”があれば、8日間を過ぎていても、あらためて書面を受け取り、口頭で説明を受けてから8日間クーリング・オフができます。